

府中市交通安全対策審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、府中市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに道路環境の整備及び交通事故防止を図ることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第 2 条 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、府中市交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ交通事故防止対策及び住宅環境区の設定に関する必要な事項を審議して答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、府中市交通安全対策審議会委員(以下「委員」という。)25 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、府中市議会の議員、関係行政機関の職員、民間団体の代表、学識経験者及び府中市の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失うものとする。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の選任及び権限)

第 6 条 審議会に、会長、及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第 7 条 審議会は、市長が招集する。

(定足数及び表決)

第 8 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書記)

第 9 条 審議会に書記を置く。

2 書記は、市の職員のうちから、市長が任命し審議会の事務を処理する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 5 日条例第 15 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。